



# 第76回国民体育大会 亀山市準備委員会

## 設立総会及び第1回総会



第76回国民体育大会  
マスコットキャラクター「とこまる」

日 時 平成29年8月24日（木）10時00分～

場 所 亀山市役所 3階 委員会室

# 目 次

## ○ 設立総会

- ・ 次 第 …… 1
- ・ 設立発起人紹介 …… 2
- ・ 報告第1号 第76回国民体育大会の概要及び開催準備経過概要について …… 3～8
- ・ 報告第2号 第76回国民体育大会亀山市準備委員会設立趣意書について …… 9
- ・ 第1号議案 第76回国民体育大会亀山市準備委員会会則（案）について …… 10～13
- ・ 第76回国民体育大会亀山市準備委員会顧問、委員および監事名簿（案） …… 14
- ・ 第76回国民体育大会亀山市準備委員会事務局規程について …… 15～20

## ○ 第1回総会

- ・ 次 第 …… 21
- ・ 第1号議案 第76回国民体育大会亀山市開催基本方針（案）について …… 22
- ・ 第2号議案 第76回国民体育大会亀山市準備委員会平成29年度事業計画（案） …… 23
- ・ 第3号議案 第76回国民体育大会亀山市準備委員会平成29年度収支予算（案） …… 24

設立総会

# 第76回国民体育大会亀山市準備委員会 設立総会次第

- 1 開 会
- 2 設立発起人紹介
- 3 設立発起人代表あいさつ
- 4 来賓あいさつ
- 5 経過報告  
報告第1号 第76回国民体育大会の概要及び開催準備経過概要について  
報告第2号 第76回国民体育大会設立趣意書について
- 6 仮議長選出
- 7 審 議  
第1号議案 第76回国民体育大会亀山市準備委員会会則（案）
- 8 顧問・委員および監事の委嘱ならびに副会長の指名についての選任
- 9 その他
- 10 閉 会

第76回国民体育大会  
亀山市準備委員会 設立発起人

役 職	氏 名
亀山市長	櫻 井 義 之
亀山市議会議長	中 村 嘉 孝
亀山市副市長	広 森 繁
亀山市教育委員会教育長	服 部 裕
亀山市体育協会会長	豊 田 利 一
亀山商工会議所会頭	岩 佐 憲 治

※順不同・敬称略

## 第76回国民体育大会「三重とわか国体」の概要

### 1 大会名

第76回国民体育大会

### 2 開催期間

○本大会開催時期：平成33年9月中旬頃～10月中旬頃

○本大会開催期間：11日間以内

○本大会会期：平成30年7月に日本体育協会が三重県と協議して決定

### 3 主催

○大会：文部科学省、公益財団法人日本体育協会、三重県

○各競技会：上記と日本体育協会加盟競技団体（三重県ウエイトリフティング協会・三重県軟式野球連盟）、亀山市

### 4 国民体育大会の目的

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

### 5 国民体育大会の歴史

国体は戦後の荒廃と混乱の中でスポーツを通して国民にとりわけ青少年に希望と勇気を与えるため、昭和21年に京都を中心とした京阪神地域において第1回大会が開催されて以来、毎年各県持ち回りで開催されている。

昭和23年第3回福岡県大会から都道府県対抗方式が確立し、天皇杯（男女総合優勝）と皇后杯（女子総合優勝）が創設されている。

昭和63年第43回京都府大会から二巡目に入り、全国を東（北海道、東北、関東）・中（北信越、東海、近畿）・西（中国、四国、九州）地区に分けて順に開催している。

平成15年に財団法人日本体育協会は、新しい国民体育大会を求めて、「大会の充実・活性化」と「大会運営の簡素・効率化」を柱とした「国体改革2003」を策定し、平成20年第63回大分大会より改革を実施している。

## 6 実施競技

### ○正式競技：37競技（亀山市開催競技（2競技））：◎

陸上競技 水泳 サッカー テニス ボート ホッケー ボクシング バレーボール 体操 バスケットボール レスリング セーリング <b>◎ウエイトリフティング</b>	ハンドボール 自転車 ソフトテニス 卓球 <b>◎軟式野球</b> 相撲 馬術 フェンシング 柔道 ソフトボール バドミントン 弓道 ライフル射撃	剣道 ラグビーフットボール 山岳 カヌー アーチェリー 空手道 クレール射撃 なぎなた ボウリング ゴルフ トライアスロン
---	---	---

### ○特別競技：1競技

高等学校野球（硬式・軟式）

### ○公開競技：5競技

武術太極拳、綱引、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、ゲートボール

### ○デモンストレーションスポーツ：

地域スポーツの振興、県民の健康増進・体力の向上等はじめ、生涯スポーツ社会の実現に寄与する観点から、各世代で幅広く親しまれている誰もが参加できるレクリエーションスポーツ。

## 7 亀山市開催競技と会場

### ○正式競技（2競技）

競技種目	種別	競技会場
ウエイトリフティング	全種別	西野公園体育館
軟式野球	成年男子	西野公園野球場

※軟式野球（成年男子）：四日市市・鈴鹿市・伊賀市・名張市と合同開催

- 8 参加予定総数（監督・選手・競技役員数） 約22,000人  
亀山市参加予定総数 約2,200人

9 大会愛称

# 三重とこわか国体

【趣旨】

とこわか（常若）とは、「いつも若々しいこと。いつまでも若いさま」を表現した言葉である。第76回国民体育大会は、「活力に満ちた元気な三重」につながる大会を目指しており、三重の人、地域、そして来訪者の全てが活力に満ち元気になることを願い、そのようなきっかけにつながる大会になるようにとの思いを込めて、活力に満ちた元気な姿を「いつまでも若いさま」という意味の「とこわか」に託している。

（「第76回国民体育大会三重県準備委員会HP」参照）

10 スローガン

## ときめいて人 かがやいて未来

【趣旨】

大会に参加「する」人の躍動感あふれる姿や、競技を「みる」人や「支える」人の、いきいきとした姿を、「ときめいて」の言葉に託し、全ての人々が、そのようにときめいて、持てる力を結集することで、大会が成功に導かれることを目指していくものとする。

また、大会に関わる全ての人々が、大会を通じて、夢と感動、喜びと充実感を味わえるように、との思いも「ときめいて」に込めている。

さらに、大会後も将来にわたり、このようなときめきを大切に、人や地域がいつまでも元気であり続けていくような未来を願い、その思いを「かがやいて」に託している。

（「第76回国民体育大会三重県準備委員会HP」参照）

## 1.1 マスコットキャラクター



とこまる(軟式野球)



とこまる(ウエイトリフティング)

## 1.2 二巡目以降の国体開催地（本大会）

回	年	開催地	回	年	開催地
43	S63	京都府	60	17	岡山県
44	H元	北海道	61	18	兵庫県
45	2	福岡県	62	19	秋田県
46	3	石川県	63	20	大分県
47	4	山形県	64	21	新潟県
48	5	徳島県・香川県	65	22	千葉県
49	6	愛知県	66	23	山口県
50	7	福島県	67	24	岐阜県
51	8	広島県	68	25	東京都
52	9	大阪府	69	26	長崎県
53	10	神奈川県	70	27	和歌山県
54	11	熊本県	71	28	岩手県
55	12	富山県	72	29	愛媛県
56	13	宮城県	73	30	福井県
57	14	高知県	74	31	茨城県
58	15	静岡県	75	32	鹿児島県
59	16	埼玉県	76	33	三重県

※ 第76回国体は、昭和50年に開催して以来、49年ぶり、2回目の開催となるものです。

## 第76回国民体育大会三重県及び亀山市開催準備経過概要

年	月 日	経 過 の 概 要	
23	8月24日	財団法人三重県体育協会から、平成33年の国民体育大会の開催について、8月24日に三重県知事、三重県教育長、また、9月1日には三重県議会議長に対して要望が出される。	
	9月1日		
	9月14日	三重県議会平成23年第3回定例会において、知事が平成33年の第76回国民体育大会について招致表明する。	
	10月18日	三重県議会平成23年第3回定例会において、「第76回国民体育大会の招致に関する決議」が可決される。	
	11月15日	三重県、三重県教育委員会、(財)三重県体育協会の連名により、文部科学省、(公財)日本体育協会に開催要望書を提出される。	
24	1月11日	(公財)日本体育協会・理事会において、平成33年第76回国民体育大会の三重県開催が内々定する。	
	5月28日	三重県地域連携部スポーツ推進局国体準備課より、市に第76回国民体育大会準備委員会に係る委員への就任依頼があり、6月6日に承諾書提出する。	
	6月6日		
	7月18日	国民体育大会開催準備に関する市町説明会開催される。	
	8月31日	三重県準備委員会設立総会、第1回総会の開催(市長が委員に委嘱される)	
	10月7日	第67回「ぎふ清流国体」視察。	
	10月19日	第1回市町連絡調整会議開催	
	10月24日	第76回国民体育大会市町開催希望調査の実施。	
	11月1日	亀山市スポーツ推進審議会(豊田利一会長)より審議委員会の意見が報告される。	
	11月16日	亀山市体育協会(谷北俊彦会長)より、協会の意見を報告	
	25	7月2日	三重県準備委員会第2回総会開催
		7月2日	第2回市町連絡調整会議開催
		7月26日	市長とスポーツ審議会会長と体育協会会長の協議
8月7日 8月12日		開催希望する県競技団体(8月7日三重県ウエイト協会、8月12日三重県軟式野球連盟)と協議	
26	1月23日	亀山市スポーツ推進審議会(意見集約)	
	1月29日	亀山市体育協会と協議	
	1月31日	三重県に、開催希望調書提出(ウエイトリフティング、軟式野球)	
	5月16日	第3回市町連絡調整会議開催	
	7月17日	三重県準備委員会第3回総会開催。市に国体旗が贈呈される。(写真)	
	8月12日	第4回市町連絡調整会議開催	
27	1月20日	第5回市町連絡調整会議開催	
	4月27日	第6回市町連絡調整会議開催	

	7月27日	三重県準備委員会第4回総会開催。 第76回国民体育大会の愛称、スローガンが発表。 【愛称「三重とこわか国体」スローガン「ときめいて人 かがやいて未来」】
	9月30日 10月2日	第69回「紀の国わかやま国体」視察（9月30日ウエイトリフティング、 10月2日軟式野球）
	12月21日	紀の国わかやま国体 和歌山市開催競技に関する事業概要説明会（ウエイトリフティング）
28	1月27日	正規視察（軟式野球）※名張市営球場のみ視察。
	2月3日	正規視察（ウエイトリフティング）
	5月10日	第7回市町連絡調整会議開催
	7月20日	（公財）日本体育協会・理事会において、三重県が平成33年第76回国民体育大会の開催地として内定する。
	8月2日	第76回国民体育大会三重県準備委員会 第5回総会開催
	10月4日 10月5日	第71回「希望郷いわて国体」視察（10月4日・5日ウエイトリフティング、 10月4日軟式野球）
29	2月1日	第8回市町連絡調整会議開催
	2月27日 3月24日	軟式野球競技開催5市（四日市市、鈴鹿市、名張市、伊賀市、亀山市）会議。 会期案と幹事市（四日市市）を決定。ウエイトリフティング、軟式野球の各競技団体と協議の上、3月24日会期案を県に提出。
	5月10日	第9回市町連絡調整会議開催
	7月7日	第76回国民体育大会亀山市準備委員会発起人会開催
	8月24日	第76回国民体育大会亀山市準備委員会設立総会および第1回総会



鈴木知事から国体旗を授与される櫻井市長

### 第76回国民体育大会亀山市準備委員会設立趣意書

国民体育大会は、昭和21年、戦後の混乱期に第1回が開催されて以来、我が国最大かつ最高のスポーツの祭典として、国民の健康増進と体力向上、スポーツの普及・発展、地域スポーツの振興等に大きく寄与してきました。

この国民体育大会が、東京オリンピック・パラリンピックの翌年である平成33年に三重県ならびに本市で開催されることは、市民のスポーツへの関心を高め、競技スポーツの普及・促進はもとより、生涯スポーツ社会の実現、本市ならではの豊かな自然や歴史、伝統、芸術、文化等の地域資源を全国にアピールする絶好の機会であります。

また、顔の見える5万人都市として、人と人が支えあい、つながりのある市民力と地域力を持つ本市が、大会開催に向けて市民・関係団体・行政一体となって取り組むことは、将来都市像『歴史・ひと・自然が心地よい 緑の健都かめやま』の実現に極めて有意義なものとして期待されます。

このように意義ある大会を成功に導くために、市民各界各層からなる「第76回国民体育大会亀山市準備委員会」を設立し、亀山市民の総力を結集して所期の目的を達成しようとするものであります。

平成29年7月7日

#### 第76回国民体育大会亀山市準備委員会設立発起人

亀山市長	櫻	井	義	之
亀山市議会議長	中	村	嘉	孝
亀山市副市長	広	森	繁	
亀山市教育長	服	部	裕	
亀山市体育協会会長	豊	田	利	一
亀山商工会議所会頭	岩	佐	憲	治

## 第76回国民体育大会亀山市準備委員会会則（案）

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この会則は、第76回国民体育大会亀山市準備委員会の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

#### （名称）

第2条 この会は、第76回国民体育大会亀山市準備委員会（以下「本会」という。）と称する。

#### （目的）

第3条 本会は、第76回国民体育大会において、亀山市で開催される競技種目別大会（以下「大会」という。）を実施するために、必要な準備および大会の総括的運営に当たることを目的とする。

#### （所掌事務等）

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事務及び事業を行う。

- (1) 大会の開催及び運営に必要な方針並びに計画の決定に関すること。
- (2) 大会の開催及び運営に関すること。
- (3) 大会の開催及びその準備に係る経費に関すること。
- (4) 関係競技団体、その他関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) 市民のスポーツ意識の高揚に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事務及び事業に関すること。

### 第2章 組織

#### （組織）

第5条 本会は、会長及び委員で構成し、委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係競技団体、その他関係機関及び関係団体を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 亀山市職員
- (4) その他会長が特に必要と認める者

#### （役員）

第6条 本会に次の役員を置く

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 監 事 2名

(役員を選任)

第7条 会長は亀山市長をもって充てる。

- 2 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 監事は、第5条に掲げる者のうちから会長が委嘱する。ただし、委員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順位により、その職務を代理する。
- 3 監事は、本会の会計を監査する。

(任期)

第9条 委員および役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから本会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その時点で委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別の事情が生じたときは、その職を解くことができる。
- 3 会長は、前項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問)

第10条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じて助言する。
- 4 顧問の任期は、前条の規定を準用する。

### 第3章 会議

(種類)

第11条 本会に次の会議を置く。

- (1) 総会  
(総会)

第12条 総会は、会長及び委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 大会の開催及び運営に係る基本方針等に関すること。

(2) 事業計画及び事業報告に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

(4) 会則の制定及び改廃に関すること。

(5) その他重要な事項に関すること。

3 総会の議長は、会長又は会長の指名する副会長とする。

4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。

ただし、総会に出席できない委員は、代理人にその権限を委任し、または書面により議決に加わることができる。

5 総会の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む）の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決すところによる。

#### 第4章 会長の専決処分

(会長の専決)

第13条 会長は、総会を招集するいとまがないと認めるとき又は総会の権限に属する事項のうち軽易なものについては、これを専決することができる。

2 会長は、前項の規定により専決したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

#### 第5章 事務局

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するため、亀山市市民文化部文化振興局文化スポーツ室内に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第6章 会計

(経費)

第15条 本会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画及び予算)

第16条 本会の事業計画及び予算については、総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第17条 本会の事業報告及び決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、本会の設立当初の会計年度については、この会則が施行された日から平成30年3月31日までとする。

## 第7章 解散

(解散)

第19条 本会は、その目的が達成されたときに解散する。

(残余財産の帰属)

第20条 本会が解散した場合において、その残余財産は、亀山市に帰属するものとする。

## 第8章 補則

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この会則は、平成29年8月 日から施行する。

第76回国民体育大会 亀山市準備委員会委員・役員等の構成

	役職	所属機関・団体	氏名
1	会長	亀山市長	櫻井 義之
2	副会長	亀山市議会議長	中村 嘉孝
3	副会長	亀山市副市長	広森 繁
4	副会長	亀山市教育委員会教育長	服部 裕
5	副会長	亀山商工会議所会頭	岩佐 憲治
6	副会長	亀山市体育協会会長	豊田 利一
	委員	亀山市スポーツ推進審議会会長	
7	委員	亀山警察署長	真弓 学
8	委員	亀山市体育協会副会長	平井 一正
9	委員	亀山市体育協会副会長	山谷 和久
	委員	亀山市軟式野球連盟亀山支部副理事長	
10	委員	三重県軟式野球連盟副理事長	横山 宗晴
11	委員	三重県ウエイトリフティング協会会長	柳瀬 仁
12	委員	亀山市ウエイトリフティング協会会長	平岡 一能
13	委員	三重県高等学校体育連盟会長	辻 昭司
14	委員	亀山市小中学校長会会長	佐藤 和夫
15	委員	一般社団法人 亀山市観光協会会長	黒田 力男
16	委員	亀山市スポーツ推進委員連絡協議会会長	宮坂 辰男
17	委員	亀山市企画総務部長	山本 伸治
18	委員	亀山市財務部長	上田 寿男
19	委員	亀山市市民文化部長	坂口 一郎
20	委員	亀山市健康福祉部長	佐久間 利夫
21	委員	亀山市環境産業部長	西口 昌利
22	委員	亀山市建設部長	松本 昭一
23	委員	亀山市医療センター事務局長	古田 秀樹
24	委員	亀山市教育委員会教育次長	大澤 哲也
25	委員	亀山市運動施設施設管理者 (三幸・スポーツマックス共同事業体 代表企業 三幸株式会社名古屋支店 執行役員支店長)	土屋 幸成
26	委員	公益財団法人 亀山市地域社会振興会理事長	岸 英毅

	役職	所属機関・団体	所属機関・団体
27	監事	亀山市代表監査委員	渡部 満
28	監事	亀山市会計管理者	西口 美由紀

	役職	所属機関・団体	所属機関・団体
29	顧問	三重県議会議員	長田 隆尚

会長：1名、副会長：5名、  
委員：20名、監事：2名、顧問：1名  
【計29名】

## 第76回国民体育大会亀山市準備委員会事務局規程

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、第76回国民体育大会亀山市準備委員会会則（以下「会則」という。）第15条の規定に基づき、第76回国民体育大会亀山市準備委員会（以下「準備委員会」という。）の事務局の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第2条 準備委員会事務局（以下「事務局」という。）は、亀山市市民文化部文化振興局文化スポーツ室に置く。

(所掌事務等)

第3条 事務局の所掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員)

第4条 事務局に別表第2の左欄に掲げる職員を置き、同表右欄に掲げる職員をもって充てる。

(職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、上司の命を受け、担当の事務を掌理し、及び職員を指揮監督し、並びに事務局長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(服務)

第6条 職員の服務については、亀山市職員の例による。

### 第2章 決裁

(決裁事項)

第7条 会長の決裁事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会の招集に関すること。
- (2) 総会に付すべき事項に関すること。
- (3) 準備委員会の委員等の委嘱等に関すること。
- (4) 準備委員会の規程等の制定改廃に関すること。
- (5) その他特に重要であると認められる事項に関すること。

(専決事項)

第8条 事務局長及び事務局次長は、別表第3に掲げる事項を専決するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に重要であると認められる事項については、上司の決裁又は指示を受けなければならない。

(代決)

第9条 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名した副会長が代決することができる。

2 専決権者が不在のときは、別表第4に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる者が代決することができる。

### 第3章 文書の取扱い

(文書の記号番号等)

第10条 文書には、「亀国準」の記号及び会計年度による一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、この限りでない。

2 決裁文書には、次に掲げる決裁文書の種類に応じ、当該各号に定める決裁区分を表示しなければならない。

(1) 会長の決裁を受けるもの 会長

(2) 事務局長の専決を受けるもの 局長

(3) 事務局次長の専決を受けるもの 次長

(文書の保存)

第11条 処理済の文書は、事務局において編さんし、別に定める期間保存しなければならない。

2 会則第20条の規定により準備委員会が解散したときは、保存文書を亀山市へ引き継ぐものとする。

(準用)

第12条 この章に定めるもののほか、文書の取扱いについては、亀山市文書取扱規程(平成17年訓令第3号)の例による。

### 第4章 公印

(公印)

第13条 準備委員会の公印の名称、形状、大きさ、書体及び用途は、別表第5のとおりとする。

2 前項の公印は、事務局次長が管理する。

(準用)

第14条 この章に定めるもののほか、公印の取扱いについては、亀山市公印規則（平成17年規則第7号）の例による。

## 第5章 財務

（旅費及び費用弁償）

第15条 職員の旅費の額及びその支給方法については、亀山市職員の旅費に関する条例（平成17年条例第45号）及び亀山市職員の旅費に関する条例施行規則（平成17年規則第29号）の例による。

2 実行委員会の委員等が会務のため旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。この場合において、費用弁償の額及びその支給方法については、亀山市職員の旅費に関する条例（平成17年条例第45号）及び亀山市職員の旅費に関する条例施行規則（平成17年規則第29号）の例による。

3 前2項の規定にかかわらず、緊急の場合又はその例により難しいものについては、事務局長が別に定めることができる。

（予算）

第16条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

（決算）

第17条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会則第18条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他証拠書類を監事に提出しなければならない。

（出納員等）

第18条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局次長をもって充てる。

（金融機関の指定）

第19条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

（準用）

第20条 この章に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項については、亀山市会計規則（平成17年規則第34号）及び亀山市契約規則（平成18年規則第5号）の例による。

## 第6章 補則

(委任)

第21条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長の承認を得て、事務局長が別に定める。

附則

この規程は、平成29年8月24日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

所 掌 事 務
(1) 準備委員会の組織、服務、人事に関すること。 (2) 総会の開催運営に関すること。 (3) 準備委員会の事業計画及び事業報告に関すること。 (4) 準備委員会の予算及び決算に関すること。 (5) その他準備委員会の運営に関し、必要な事項に関すること。

別表第 2（第 4 条関係）

事務局長	市民文化部 文化振興局長
事務局次長	市民文化部 文化振興局 文化スポーツ室長
事務局職員	市民文化部 文化振興局 文化スポーツ室職員

別表第 3（第 8 条関係）

事 項	事務局長	事務局次長
(1) 申請、届出、通知、照会、回答及び報告に関すること	重要なもの	軽易なもの
(2) 事務の分担に関すること。		○
(3) 出張命令に関すること。	準備委員会の委員等 及び事務局次長	事務局職員
(4) 工事又は製造その他の請負に関すること。	1 件の予定価格が 500 万円以下のもの	1 件の予定価格が 100 万円以下のもの
(5) 物品の購入、賃貸借、修理等に関すること。	1 件の予定価格が 500 万円以下のもの	1 件の予定価格が 100 万円以下のもの
(6) 前 2 号以外の契約等に関すること。	重要なもの	軽易なもの
(7) 予算の流用等に関すること。		○

別表第4（第9条関係）

専決権者	代決者
事務局長	事務局次長
事務局次長	事務局職員のうち、あらかじめ事務局長が指定する者

別表第5（第13条関係）

名 称	書 体	寸 法 (ミリメー トル)	材 質	使 用 範 囲	個 数
第76回国民体育大会亀山市準備委員会会長之印	れい書	方 24	黄楊	会長名をもって する文書	1

# 第 1 回 総 会

# 第76回国民体育大会亀山市準備委員会 第1回総会 次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 審 議

第1号議案 第76回国民体育大会亀山市開催基本方針（案）について

第2号議案 第76回国民体育大会亀山市準備委員会平成29年度事業計画（案）

第3号議案 第76回国民体育大会亀山市準備委員会平成29年度収支予算（案）

4 その他

5 閉 会

## 第76回国民体育大会亀山市開催基本方針（案）

### 1 基本方針

亀山市は、わが国の中央部、中部と近畿の結節点に位置する三重県の中北部の都市で、西方に鈴鹿山脈を擁し、そこを水源とする鈴鹿川などの河川が市域を西から東に流れる自然豊かな環境の中、江戸時代のまちなみを現代へと残す関宿や亀山城多門櫓など本市独自の景観や歴史・文化資源に恵まれています。また、わが国の東西を結ぶ地域でもあることから、時代の発展とともに様々な変化を遂げながらも、常に交通の要衝であり続け、時代に応じた産業の集積による内陸型工業都市として発展してきました。

この第76回国民体育大会の開催を契機に、市民の総力を結集し、国内最大のスポーツの祭典である国民体育大会の成功を目指し、競技スポーツの競技力の向上はもとより、生涯スポーツの普及・振興を図るとともに、人々が健康と生きがいを感じ、人と人、地域と地域の絆づくりが進み、「歴史・ひと・自然が心地よい 緑の健都かめやま」の更なる推進を図ります。

### 2 実施目標

#### (1) 市民総参加

市民の参加意識の高揚を図り、市民の皆さんが、「する」「見る」「支える（育てる）」といったさまざまな関わりをもつ市民総参加のもと、関係団体・行政が一体となり、大会成功に向けて万全を期するとともに、市民が喜びと感動を分かち合い、まちの活力を創出する大会を目指します。

#### (2) 簡素・効率化

国民体育大会運営の簡素・効率化の趣旨に沿い、既存施設の有効活用等、開催経費の削減に努め、知恵と工夫により亀山市らしい効率性の高い魅力あふれる大会を目指します。

#### (3) 情報発信と交流の輪づくり

亀山市の魅力である、地域に根ざした自然・歴史・文化・産業等を余すところなく全国に発信する大会とするとともに、全国から訪れる方々を、笑顔とおもてなしの心を持って温かくお迎えし、交流の輪が広がる大会を目指します。

#### (4) 生涯スポーツ社会の実現を目指す大会

国体の開催を契機に、市民の皆さんが健康で生きがいのある生活を送れるように、市民のスポーツへの関心を高め、地域スポーツへの関わりを促進し、生涯スポーツ社会の実現を目指します。

**第 1 回総会** 第 2 号議案

第 7 6 回国民体育大会亀山市準備委員会  
平成 2 9 年度事業計画（案）

- 1 国民体育大会開催に係る総合的な準備計画の策定に向けての検討
- 2 先催地の準備状況等の調査及び研究
- 3 関係機関及び関係団体との連絡調整
- 4 諸会議の開催
- 5 その他、開催準備業務の推進

第1回総会 第3号議案

第76回国民体育大会亀山市準備委員会 平成29年度収支予算(案)

収入の部 (円)

科 目	予 算 額	備 考
市 負 担 金	895,000	
雑 収 入	0	
合 計	895,000	

支出の部 (円)

科 目	予 算 額	備 考
事務局費		
消耗品費	100,000	事務用消耗品等
通信運搬費	30,000	郵送料
計(A)	130,000	
事業費		
旅費	555,000	視察(愛媛国体、事後説明会)
食糧費	10,000	総会飲物代
印刷製本費	200,000	広報啓発品等
計(B)	765,000	
合計(A)+(B)	895,000	



**第76回国民体育大会亀山市準備委員会事務局**

〒519-0195 亀山市本丸町577番地

亀山市市民文化部文化振興局文化スポーツ室内

電話：0595-84-5079 FAX：0595-82-9955

メール：[bunkasports@city.kameyama.mie.jp](mailto:bunkasports@city.kameyama.mie.jp)